

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第十一号

### 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

職員の定年等に関する条例（昭和五十九年広島県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「警察官にあつては、三月三十一日又は八月三十一日のいずれか早い日。」を削る。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### （職員の再任用に関する条例の一部改正）

2 職員の再任用に関する条例（平成十二年広島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（警察官にあつては、三月三十一日又は八月三十一日のいずれか早い日）  
」を削る。

#### （経過措置）

3 平成二十四年八月三十一日までに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

第二十八条の二第一項に規定する定年に達した警察官についての同法第二十八条の四第

三項（第二十八条の五第二項及び第二十八条の六第三項において準用する場合を含む）

）に規定する任期の末日については、この条例による改正後の職員の再任用に関する条例第四条の規定にかかわらず、なお従前の例による。